

徳島県食料・農林水産業・農山漁村

基本計画

～未来を拓く農林水産業の展開～

平成25年3月
(平成27年〇月改訂)
徳島県



目 次

I	計画の基本的な事項	1
第1	計画の基本理念	1
第2	計画の性格と役割等	2
II	長期ビジョン編	4
第1	基本的な考え方	4
第2	目指す将来像	6
III	行動計画編	10
第1	基本目標	10
第2	施策展開の体系	11
第3	個別施策の展開	12
基本施策 I	農林水産業の成長産業化【産業政策】	12
基本施策 II	活力ある農山漁村の創出【地域政策】	55
基本施策 III	災害に強い農林水産業の展開【県土強靱化】	69
	用語解説	75

注1)本文中で、右上に「*印」の付いている用語については、巻末の用語解説に記載があります。

注2) III 行動計画編の「(3) 行動目標」の現状欄の標記が「-」となっているものは、その時点において事業が実施されていなかったものです。

I 計画の基本的な事項

計画策定の根拠

基本計画は、徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本条例第10条の規定に基づき策定するものです。

<条例第10条>

(前略) 食料供給の確保及び農林水産業の振興等に関する基本的な計画(以下「基本計画」という)を策定しなければならない。基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 1 総合的かつ長期的に講ずべき(中略)施策についての基本的な方針
- 2 (前略)総合的かつ計画的に推進するために必要な事項(以下略)

第1 計画の基本理念

基本理念 「いのち」と「暮らし」を支える
食料・農林水産業・農山漁村を次代へ継承する

本県では、恵まれた自然環境や地理的条件を生かし、多種多様な農林水産業が営まれ、そこから生まれ、育てられてきた食料は、永年にわたって「いのち」を支えてきました。

また、農地、森林、水域等を効率的に利用した人々の営みは、個性あふれる農山漁村を形成し、食料の安定的供給はもとより、県土の保全、水源の涵養、美しい景観の保全、人形浄瑠璃をはじめとする本県独自の地域の伝統的文化を伝承する潤いと安らぎの場の提供等、「暮らし」を豊かで充実したものとしてきました。

この「いのち」と「暮らし」を支える農林水産業の持続的な発展と農山漁村の活性化を図るとともに、これらを貴重な財産として守り、健全な姿で次代へ継承し、本県の食料、農林水産業及び農山漁村の未来を揺るぎないものにしてまいります。

第2 計画の性格と役割等

1 計画の性格と役割

- この計画は、「本県農林水産業の目指すべき将来像」を県民と共有するため、県政の運営指針である「新未来『創造』とくしま行動計画」との整合性を図りつつ、「長期的に取り組むべき方策【長期ビジョン編】」として今世紀最初の四半世紀が経過する2025年頃を展望し、その将来像の実現に向けた道筋を示すとともに、これを達成するための「短期・中期的に重点的に取り組むべき方策【行動計画編】」を明らかにするものです。
- 「短期・中期的に重点的に取り組むべき方策【行動計画編】」においては、具体的な数値目標を明示するとともに、目標を達成するために重点的に施策を実施します。
- 県民・NPO・民間事業者などに対しては、食料・農林水産業・農山漁村の目指すべき目標を示すことにより、主体的な参画と積極的な協力を期待するものです。

2 計画期間

【行動計画編】は、平成25年度から平成28年度までの4年間とします。

【長期ビジョン編】は、「グローバル化の進展への対応」や「地方創生の実現」などの喫緊の課題に迅速に対応し、本県の農林水産業及び農山漁村の将来像を提示するため、「手の届く未来」である2025年を目標年度とします。

3 進行管理

県民ニーズや社会・経済・財政の様々な事情の変化に適切に対応し、計画の円滑な推進を図るために、施策の適切な進行管理を行います。

- (1) 基本条例に基づき、毎年度、徳島県農林水産審議会の意見を聴取し、県議会に報告・公表。

《報告内容》

- 食料、農林水産業及び農山漁村の動向
- 食料供給の確保及び農林水産業の振興等に関する施策の実施状況及びその効果

- (2) 計画の見直し

「新未来『創造』とくしま行動計画」との整合性を図るため、計画期間の折り返し点において中間見直しを行います。

平成27年度における見直しにおいて、既存の行動目標240項目全てについて、「成

果を重視し、真に必要な目標を設定する」という観点から点検・見直しを行い、新たに58項目の行動目標を追加するとともに、82項目の廃止を行った結果、合計216項目の目標を掲げています。

また、92項目について、内容・表現や目標数値の修正を行っており、行動目標自体の内容・表現を修正したものが48項目、より積極的な目標として数値目標の上方修正をしたものが41項目、「新未来『創造』とくしま行動計画」との整合性を確保するため、やむを得ず下方修正したものが3項目、という結果になっています。

さらに、今後、情勢の変化を見極めながら、必要に応じて随時見直しを行います。

4 計画の構成

この計画は、以下のとおり「長期ビジョン編」及び「行動計画編」から構成します。

I 計画の基本的な事項
第1 計画の基本理念
第2 計画の性格と役割等
II 長期ビジョン編
第1 基本的な考え方
第2 目指す将来像
III 行動計画編
第1 基本目標
第2 施策展開の体系
第3 個別施策の展開

Ⅱ 長期ビジョン編

第1 基本的な考え方

長期ビジョン編は、「経済社会のグローバル化」や「人口減少、少子高齢化」といった「時代の潮流」を的確に把握した上で、「将来のあるべき徳島の農林水産業」のビジョンを県民の皆さんと共有し、貴重な財産として、次代を担う子どもたちに引き継ぐべく、その実現に向けた「道筋」をお示しすることを目的としています。

本県の農林水産業には、「生鮮食料供給地」として「食料供給力の向上」への取組みをはじめ、明るさが実感できる「地域経済社会の実現」、雇用の場としての「農山漁村の活性化」、「地球温暖化対策」などの環境問題への対応、県民のいのちとくらしを守り自然災害に強い農山漁村づくりなど、長期的な視点に立って解決していかなければならない様々な課題があります。

特に、TPP交渉が大筋合意に至るなど、今後、グローバル化の流れが更に進展していくものと考えられることから、本県の農林水産業を活性化し、グローバル化に打ち克つ、「もうかる農林水産業」を実現することが急務となっています。

また、農林水産業は本県の基幹産業であることから、人口減少に対応し、「地方創生」を実現するためにも、農林水産業の活性化が重要です。

このため、様々な課題へ的確に対応し、県民の皆さんの農林水産業への期待に応え、農林水産業の体質強化を実現できるよう、県として取り組むべき「施策の方向性」を次の10点といたしました。

長期ビジョン編としては、これら「施策の方向性」に沿って本県の農林水産業・農山漁村を次代に継承してまいります。

○ 施 策 の 方 向 性

- 1) 生産と消費の距離が近いという本県の特性を生かした「生鮮食料供給地」としての責務を果たすことはもとより、広く国内外に「豊かで充実した食料を提供」すること。
- 2) 恵まれた自然環境を生かした多種多様な農林水産業を展開することにより、県民の「いのち」を支える「農林水産業の持続的な発展」を図ること。
- 3) 「高い技術力」と「創意工夫」を生かした農林水産業者の生産活動と消費者ニーズに的確に対応した販売戦略等により、「とくしまブランド」のより一層の充実と、TPP交渉などのグローバル化の進展にも打ち克つ農林水産業の成長産業化を実現すること。
- 4) 多様な担い手の育成を図り、本県の農林水産業を、その多様な担い手が自信と誇りを持って従事できる「基幹産業として持続的に発展」させること。
- 5) 農林水産業の自然循環機能を活用することにより、「地球環境の保全に貢献」する農林水産業を推進すること。
- 6) 高品質で多種多様な本県の農林水産物と本県の中小企業者等が有する高い生産技術等とを有機的に連携させ、「農商工連携」、「6次産業化」を促進すること。
- 7) 中山間地域*等をはじめとする県内各地域の農山漁村を、それぞれが持つ自然的・文化的な特性等の豊富な地域資源を活用することにより、「人・物・情報」が循環する活力のあるものとし、農山漁村における「地方創生」の実現を図ること。
- 8) 農林水産業及び農山漁村が持つ「多面的機能」が将来にわたり適切かつ十分に発揮されるようにするとともに、田園環境の再生及び創造を推進すること。
- 9) 県民等が農林水産業への「体験」その他の主体的な「参画」をすることにより、県民の「いのち」を支える農林水産業への理解を深めるとともに、「協働」により、潤いと安らぎのある農山漁村の保全に努めること。
- 10) 南海トラフ巨大地震や台風、集中豪雨など、自然災害の脅威に備え、農山漁村で暮らす人々の生命及び財産を守るため、「防災」はもとより、「減災」の視点を取り入れた、「防災・減災対策」を推進すること。

第2 目指す将来像

【農林水産業の成長産業化】

◆ 「新成長ビジネスの展開」

○本県の農林水産物は、生産販売体制の確立、海外輸出の飛躍的増大、生産・加工・販売・観光等が一体化したアグリビジネスの展開、「徳島大学・生物資源産業学部（仮称）」をはじめとする産学官と連携した技術開発などにより、「とくしまブランド」は、TPP交渉などのグローバル化の進展に打ち克つ、日本のトップブランドとなっています。

◆ 「次代を担う人材育成」

○キャリアアップシステムの整備、新規就業の支援施策の拡充などにより、次代の本県農林水産業を担う多様な担い手が、意欲と経営マインドを持って、魅力的で付加価値の高い農林水産業を営んでいます。

○本県農林水産業の成長産業化により、県内外から新たな担い手が就業し、農山漁村に新たな人の流れと活気が生まれています。

◆ 「農業の競争力強化」

○新たな需要に対応した飼料用米等の作付拡大、「とくしまブランド」産地の構造改革、生産拡大や低コスト化等の生産販売体制の強化、経営転換や生産基盤の強化等の畜産業の体質強化などにより、収益性の高い「もうかる農業」が実現しています。

○優良農地の確保、農道網の整備などの生産基盤の整備、優良農地の担い手への集積などにより、生産性が向上しています。

○GAPの導入・実践による安全な農産物の生産、生産情報と併せた流通・販売業者によるトレーサビリティ情報の開示、環境に配慮した持続的な農業などにより、新たな付加価値のある「安全・安心な農産物」が県内外の消費者に提供されています。

○県産野菜をはじめとする地元の農林水産物を活用した健全な食生活が実践され、健康増進が図られているとともに、和食や郷土食、行事食等の食文化や農林水産業に対する理解と関心が深まり、地産地消の意識が高まっています。

◆「新次元林業の展開」

- 先進的な林業機械の導入等の生産体制の整備、主伐期に対応した高い技術力を有する担い手の育成、木造建築物等への県産材の利用拡大、県産材の海外への販路拡大、主伐後の積極的な再造林などにより、持続的な林業経営と、木材生産量の倍増が実現しています。
- 間伐による森林の整備、伐採・再造林による更新、所有の明確化などにより、水資源の涵養、山地災害の軽減、二酸化炭素吸収量の増加など、公益的機能の高い健全な森林が増加しています。
- 森林の重要性が再認識され、森林資源の活用や、環境材としての保全活動が活発に行われるなど、生活の端々に再び森林が取り入れられています。

◆「水産業の創生」

- 「とくしま水産創生ビジョン（仮称）」に基づく施策の実施により、資源が回復するとともに、新たな水産ブランドが創出され、「もうかる漁業」が実現しています。
- 安全で使いやすく、生産性が高い環境にも配慮した水産基盤や漁場環境の整備・保全により、魅力的で持続的な水産業経営が行われ、「安全・安心な水産物」が県内外の消費者に提供されています。

【活力ある農山漁村の創出】

◆「魅力ある豊かな農山漁村づくり」

- 地域住民自らが作成した将来像に基づく様々な地域活性化の取組み、多面的機能の発揮、鳥獣被害の減少などにより、農山漁村では豊かな生活環境が整備されています。
- 農山漁村の仕事や暮らしの体験の推進などにより、国内外との交流が活発化し、農山漁村への移住・定住が促進されるなど、農山漁村に活気が生まれ、農山漁村発の「地方創生」が実現しています。
- 地域住民や自治会、PTA、NPO等の多様な主体の参加により、農山漁村の保全活動や多様な森林の管理形態が展開され、美しい農山漁村と豊かな森林が次代に継承されています。
- 農山漁村に豊富に存在する小水力や太陽光などの自然エネルギーが活用され、エネルギーの地産地消が進み、農山漁村に新たな「しごと」が生まれています。

【災害に強い農林水産業の展開】

◆「様々な自然災害への対応・防疫体制の強化」

- 大規模地震災害の発生に備えた、各種の「防災・減災対策」が行われています。
- 必要な機能を維持するとともに、大規模災害を未然に防ぐための基盤整備が進むことで、自然災害に強く、不安なく快適に生活や農林水産業を営むことができる農山漁村が形成されています。
- 自然災害による被害を受けた場合にも、速やかな復旧を行うことができる体制が整えられています。
- 家畜衛生管理体制と、関西広域連合をはじめとする広域的な家畜伝染病に対する危機管理体制の強化が図られています。

徳島県 ブランド品目 (30 品 目)



なると金時



にんじん



カリフラワー



生しいたけ



れんこん



なす



いちご



ほうれんそう



なのはな



レタス



ねぎ



ブロッコリー



鳴門らっきょ



すだち



ゆず



みかん



なし



シンビジウム



ユリ



阿波尾鶏



阿波牛



阿波ポーク



鳴門わかめ



アワビ類



はも



養殖あゆ



ちりめん



養殖スジアオノリ



鳴門鯛



アオリイカ

Ⅲ 行 動 計 画 編

第1 基本目標

行動計画編は、「計画の基本理念」及び「長期ビジョン編」においてお示した「本県農林水産業の目指すべき将来像」を実現するために、「短期・中期的に重点的に取り組むべき方策」を明らかにするものです。

農林水産基本条例に掲げた項目をもとに、今後取り組むべき施策を3つの「基本施策」として定め、各「基本施策」ごとに「主要事業」を設定するとともに、それぞれの「現状と課題」に対応する「具体的施策」を定め、その実現を目指します。

- 基本施策Ⅰ 農林水産業の成長産業化【産業政策】
- 基本施策Ⅱ 活力ある農山漁村の創出【地域政策】
- 基本施策Ⅲ 災害に強い農林水産業の展開【県土強靱化】

第2 施策展開の体系

- I 農林水産業の成長産業化【産業政策】**
- 1 新成長ビジネスの展開
 - 1 挑戦するとくしまブランドの展開
 - 2 6次産業化の促進
 - 3 海外展開の促進
 - 4 アグリサイエンスゾーンの構築
 - 2 次代を担う人材育成
 - 1 農業の担い手育成及び確保
 - 2 林業の担い手育成及び確保
 - 3 水産業の担い手育成及び確保
 - 3 農業の競争力強化
 - 1 水田農業の振興
 - 2 園芸農業の振興
 - 3 畜産業の振興
 - 4 優良な生産基盤の整備、保全及び農地の有効利用
 - 5 食料供給機能の強化
 - 6 安全・安心な食料の安定的な供給
 - 7 食育・地産地消の推進
 - 4 新次元林業の展開
 - 1 林業及び木材産業の振興
 - 2 優良な生産基盤の整備及び保全
 - 3 環境に配慮した林業の推進
 - 5 水産業の創生
 - 1 水産業の振興
 - 2 優良な生産基盤の整備及び保全
 - 3 環境に配慮した水産業の推進
- II 活力ある農山漁村の創出【地域政策】**
- 1 魅力あり住みやすい農山漁村づくり
 - 2 中山間地域等への支援
 - 3 都市農村交流と移住・定住の促進
 - 4 鳥獣による被害の防止
 - 5 県民等の農林水産業への参画
 - 6 多様な主体の協働による農山漁村の保全活動
 - 7 地球環境の保全への貢献
- III 災害に強い農林水産業の展開【県土強靱化】**
- 1 南海トラフ・直下型地震への対応
 - 2 自然災害への対応
 - 3 家畜伝染病防疫体制の強化

第3 個別施策の展開

I 農林水産業の成長産業化【産業政策】

1 新成長ビジネスの展開

1 挑戦するとくしまブランドの展開

1 現状と課題

- 本県では、全国に先駆けて農林水産物のブランド化に取り組み、ブランド品目の育成を行うなどの成果を上げてきたところであるが、競合産地の台頭や経済のグローバル化の進展など、農林水産業を取り巻く環境は大変厳しいものとなっていることから、世代や団体などの枠組みを超え、「オール徳島」により「挑戦する・とくしまブランド戦略」を展開することで、TPP交渉などのグローバル化の進展に打ち克つ、世界に通じる日本のトップブランドとしての地位確立を図る必要がある。
- 農林水産物の価格低迷や産地間競争の激化などから、更なるブランド力の強化が求められており、他産地より一歩抜き出したブランド力を構築するための販売戦略の再構築や、ブランドを支える産地・人材の育成、付加価値の高い商品である「とくしま特選ブランド*」商品のプレミアム化、様々なツールを利用した積極的なPR活動などを推進する必要がある。
- 「阿波牛」、「阿波ポーク」、「阿波尾鶏」の阿波畜産3ブランドに加え、新たに「阿波とん豚」の販売が開始されたことを契機として、「阿波尾鶏」をリーディングブランドとする「阿波畜産ブランド」の更なる強化と出荷拡大に努める必要がある。

2 具体的施策

- ① 「成長産業化による『もうかる農林水産業』の実現」に向けて、「とくしまブランド戦略推進機構（仮称）*」・vs東京！「とくしまブランドギャラリー（仮称）*」の創設、多様化するニーズにオーダーメイドで対応する生産体制の構築、首都圏市場向け集出荷システムの構築など、「トップブランドへの挑戦」、「産地構造改革への挑戦」、「東京一極集中への挑戦」、「サポート体制構築への挑戦」に係る各種施策を展開します。
- ② ブランド力強化のため、「とくしま特選ブランド」と「特選・阿波の逸品」を統合します。

2 具体的施策

- ③ グローバル化が進む中、「攻めの畜産」を推進するため、生産基盤強化による出荷頭羽数の増加や、一步先行くプレミアム化により、「阿波尾鶏」をはじめとする畜産ブランドの競争力を強化します。
- ④ 生産者、市場関係者、観光関係者等が一体となって、県内外のデパ地下や料理店等で、ハモ、鳴門わかめをはじめとするブランド水産物等のPR活動を展開し、消費者にその魅力を発信します。

3 行動目標

項目	現状	H28
「とくしま特選ブランド」選定数	(23) 11品	80品
「とくしまブランド戦略推進機構(仮称)」	(23) —	推進 (H27創設)
v s東京! 「とくしまブランドギャラリー」の設置	(23) —	創設
次世代「新鮮 なっ! とくしま」号の導入	(23) —	推進 (H30導入)
構造改革を実施した園芸産地*における生産額	(23) —	50億円
海外でのフェアや商談会への年間参加事業者数	(23) 15事業者	45事業者
営業活動による商談成立金額	(23) —	1億円
リーディング品目*の認知度	(23) —	30-80%
国内外メディアへの露出回数	(23) —	40回
農林水産物ブランド品目数	(23) 30品目	40品目
メディア関係者に対する企画提案数(累計)	(23) —	20回

3 行動目標

項目	現 状	H28
「とくしまブランドサポーターズ(仮称)」	(23) ー	推進 (H27創設)
「阿波とん豚」出荷頭数	(23) ー	600頭
「阿波尾鶏」出荷羽数	(23) 193万羽	250万羽
「阿波牛」出荷頭数	(23) 1,700頭	2,400頭
畜産プレミアムブランド* (累計)	(23) ー	3件
「徳島の活體PRキャンペーン」 応募者数	(23) 2,698人	3,800人
デパ地下等での「徳島のさかな」 PR回数	(23) 2回	10回
ブランド水産物の消費拡大に向けた 協議会の組織数	(23) 1組織	6組織
「徳島産はも応援料理店」の店舗数	(23) 5店	21店

〇ブランド品目 (30品目)

	品目数	品 目 名
野菜	13品目	なると金時、にんじん、生しいたけ、カリフラワー、れんこん、なす、いちご、ほうれんそう、なのはな、レタス、ねぎ、ブロッコリー、鳴門らっきょ
果実	4品目	すだち、ゆず、みかん、なし
花き	2品目	シンビジウム、ユリ
畜産物	3品目	阿波尾鶏、阿波牛、阿波ポーク
水産物	8品目	鳴門わかめ、アワビ類、はも、養殖あゆ、ちりめん、養殖スジアオノリ、鳴門鯛、アオリイカ

I 農林水産業の成長産業化【産業政策】

- 1 新成長ビジネスの展開
- 2 6次産業化の促進

1 現状と課題

- 本県の農林水産業の県内総生産（産出額から中間投入額を除いた金額）は581億円（県内全体構成比2.2%）であるのに対し、製造業は6,302億円（23.8%）、卸売・小売業は1,909億円（7.2%）、サービス業は6,156億円（23.3%）となっており（平成21年度徳島県県民経済年報）、地域経済活性化のため、本県の基幹産業である農林水産業と、高い「ものづくり技術」を有する商業・工業等との連携を強化し、「新たな農業ビジネス」を創出する取組みが求められている。
- 本県の農業生産関連事業（農産物の加工及び農産物直売所、観光農園、農家民宿、農家レストラン等）の年間総販売金額は145億円（全国174百億円）、従事者数は3,400人となっており（農林水産省「農業・農村の6次産業化総合調査」平成23年度結果）、農林漁業者自らが、生産（第1次産業）、加工・製造（第2次産業）、流通・販売・観光など（第3次産業）を融合し、地域を巻き込んでの付加価値の高い商品や新たなサービスの創出を実現する「6次産業化」への取組みが必要である。

2 具体的施策

- ① 高品質な本県の農林水産物と商工業者が有する高い「ものづくり技術」とを連携させ、地域の資源を活用した新たな商品開発や販路開拓を進めます。
- ② 「徳島大学・生物資源産業学部（仮称）」創設を契機として、県内産学官金の連携を強化し、農林漁業者と商工業者等とのネットワークづくりや商品開発、展示・商談会への出展を推進します。
- ③ 農林水産物の生産と加工・流通・販売等を組み合わせ、子育て・介護世代向けの「こだわり6次化商品」等の付加価値の高い商品や新たなサービスの創出を加速化します。
- ④ 県内高校・農業大学校と連携したキャリアアップシステムを構築し、6次産業化人材の育成を進めます。

3

行動目標

項目	現状	H28
農工商連携等による6次産業化商品開発事業数（累計）	(23) 90件	220件
「生物資源産業学部（仮称）」の創設	(23) —	創設
六次産業化法による「総合化事業計画」の認定数（累計）	(23) 16件	40件
戦略的な販路開拓のための展示会・商談会への出展数（累計）	(23) 32出展	85出展
生産者（水産業）と商工業者との連携件数（累計）	(23) 7件	20件



6次産業化商品



首都圏での展示商談会

I 農林水産業の成長産業化【産業政策】

1 新成長ビジネスの展開

3 海外展開の促進

1

現状と課題

○我が国における少子高齢化の進行により、国内の農林水産物等市場が縮小する一方で、海外においては、日本食ブームの拡大と著しい経済成長を背景に、アジア諸国を中心として高品質かつ安全な日本産農林水産物等の需要が拡大しており、2009年に340兆円であった世界の食市場が、2020年には680兆円に拡大する見込みであることから、世界の食市場に進出し、更なる販路拡大を図る必要がある。

農林水産物等の輸出促進には、検疫条件への対応など、輸出相手先国の制度への対応が重要であり、こうした課題に対応する「輸出型産地*」の形成や、産地間連携の推進が重要となる。

2

具体的施策

- ① 「とくしま農林水産物等海外輸出戦略」に基づき、海外市場における本県産農林水産物等の競争力を高めるため、相手先国・地域のニーズを捉えたマーケティング活動を、意欲ある生産者や事業者が継続して展開できる体制を整備し、県内生産者と事業者の海外展開を支援します。
- ② 本県の農林水産物等の生産者等と連携し、海外の消費者・バイヤー・レストランのオーナー等に対する効果的なPRを行うとともに、海外での情報収集・発信拠点となる「とくしまブランド海外協力店」の登録数の拡大等を推進します。
- ③ 輸出の拡大に向け、船便輸送によるコスト削減・鮮度保持技術の実証に取り組み、本県産農林水産物等のブランド力の向上を図るとともに、「産地間連携」の推進・強化による物流の安定化、ユズ・ミカンなどの地理的表示登録に係る調査や分析・機器導入の支援、効率的なプロモーションの展開などに取り組みます。
- ④ 意欲ある若手農林漁業者が取り組む海外展開を支援し、グローバル人材の育成を図ります。

2

具体的施策

- ⑤ 県産材等を東アジアを中心とした海外に輸出し、新たな需要を開拓するため、高付加価値の県産材製品や県産木造住宅を丸ごと輸出する体制を構築するとともに、輸出先における県産木造住宅モデルハウスの普及などによる需要喚起に取り組みます。

3

行動目標

項目	現状	H28
農林水産物等輸出金額	(23) 1.1億円	7.2億円
「とくしまブランド」輸出相手先国・地域数	(23) 5か国	15か国
ハラル認証商品・サービス*数	(23) —	45商品・サービス
県産材の海外輸出量	(23) 3,000㎡	6,500㎡
県産木造住宅の輸出棟数（累計）	(23) —	15棟
県産米輸出数量	(23) 39トン	50トン
「とくしまブランド」輸出品目数（累計）	(23) 7品目	30品目
「とくしまブランド海外協力店」数	(23) 1店舗	10店舗



海外協力店での「徳島フェア」（シンガポール）



海外協力店認定証

I 農林水産業の成長産業化【産業政策】

1 新成長ビジネスの展開

4 アグリサイエンスゾーン*の構築

1

現状と課題

- 農林水産物の生産から流通・加工に至る多様化・高度化する課題への対応が求められており、研究・普及・教育が一体となった農林水産総合技術支援センターの強みを生かし、大学や民間企業等との連携強化による農林水産業の成長産業化につながる新たな技術開発と、研究機関・普及組織の連携による有望技術の生産現場への普及を推進し、農林漁業者の経営改善につなげることが必要である。
- 農林水産業の就業人口は、新規就業者は増加傾向にあるものの、全体として減少傾向にあり、担い手の育成・確保が不可欠となっていることから、次代の担い手となる若者や女性が参入しやすい農林水産技術の開発が求められている。

2

具体的施策

- ① 「徳島大学・生物資源産業学部（仮称）」創設を契機として、新学部と農林水産総合技術支援センターを核とした「アグリサイエンスゾーン」を構築するとともに、「産学官金労言」による「アグリイノベーション・ネットワーク（仮称）」を設置し、6次産業化人材の育成やオープンイノベーションによる技術開発に取り組みます。
- ② 農業用アシストスーツ等のICTやロボットを生かした省力・低コスト化技術や、レンコン等のブランド力を強化する新品種の開発を推進します。
- ③ 農畜産物の機能性解明や輸送技術など、6次産業化につながる技術の開発を推進します。
- ④ 県や国等が開発した有望な技術について、迅速に生産現場に普及します。
- ⑤ 研究・普及・教育が一体となった農林水産総合技術支援センターの強みを発揮させ、農林漁業者等からの要望にワンストップで対応します。

3

行動目標

項目	現 状	H28
「アグリサイエンスゾーン」の創設	(23) ー	創設
「生物資源産業学部（仮称）」の創設 【再掲】	(23) ー	創設
「海の野菜*」ブランド化の推進	(23) ー	ブランド化
LEDを活用した「新たな漁具」の開発	(23) ー	研究 (H30開発)
「徳島発・次世代技術*」創造数（累計）	(23) 29件	55件
新品種の開発数（累計）	(23) 9件	13件
農業用アシストスーツの現場への導入数（累計）	(23) ー	10台
大学等によるサテライト研究室の設置	(23) ー	2箇所
新技術の開発に向けた県内大学等との共同研究数	(23) ー	5件
新技術を導入した組織数（累計）	(23) 197組織	300組織
実用化した新技術数（累計）	(23) 14件	25件



ワカメ新品種の開発



ICTによるトマト養液栽培試験

I 農林水産業の成長産業化【産業政策】

2 次代を担う人材育成

1 農業の担い手育成及び確保

1 現状と課題

- 農業就業人口は、就業者の高齢化などにより年々減少しており、安定した食料の生産を継続し、農村の活性化を図るためには、若者・女性などの次代を担う多様な担い手の育成が不可欠であることから、本県農業の魅力を広く発信し、農業に対する理解を醸成するとともに、就農希望者や新規就農者への細やかな支援により、担い手として定着させる取組みが必要である。また、新規就農者の確保が困難な地域においては、集落営農*の組織化等の取組みが必要である。
- 農業協同組合を取り巻く環境は、組合員の高齢化、後継者不足による組合員数の減少、他業種との競争激化など厳しさを増していることから、農協法の改正や「JAグループ徳島組織・事業活性化プラン」等を踏まえた経営基盤の強化を行い、地域農業の振興と組合員の生活向上を目指すことが必要である。

2 具体的施策

- ① 都市部や本県出身の農業系大学生、徳島大学・生物資源産業学部（仮称）学部生を、農業や食品関連産業等の現場へインターンシップとして受け入れ、本県農業への理解の醸成による将来の就農を促進します。また、卒業生の雇用受皿となる、農業法人等の基盤強化を支援します。
- ② 就農希望者に対する情報提供や農業現場を体感できる見学ツアーを通じて本県農業の魅力を発信するとともに、就農に不可欠な実践研修時の所得支援、農業用機械・施設等のリースにより負担を軽減する制度の構築などを進め、就農から定着まで一貫した支援を行います。
- ③ 農業大学校やアグリビジネススクールのカリキュラム強化を進め、次代の本県農業を担う経営感覚に優れた人材育成に取り組みます。
- ④ 女性ならではの視点に立った商品づくりや新たなビジネスプラン実践の支援などに取り組み、女性農業者の活躍を促進します。
- ⑤ 地域農業の振興と組合員の生活向上を目指すため、農業協同組合（地区段階合併）の合併や農協間の事業連携を支援します。

3

行動目標

項目	現 状	H28
新規就農者数（累計）	(23) 599人	1,200人
中核的農林漁業者数（累計）	(23) —	370人
「就農研修支援事業」	(23) —	推進 (H27創設)
農業系大学生等によるインターンシップ参加者数（累計）	(23) 34人	275人
「若手女性農業者フォーラム*」開催件数	(23) —	25回
女性農業者のスキルアップに向けた 県立総合大学校の「新たな講座」	(23) —	推進 (H27設置)
農業法人数	(23) 190経営体	225経営体
「食Pro.*」の育成人数（累計）	(23) —	20人
女性農業リーダー数	(23) —	4人
アグリビジネススクール入学者数（累計）	(23) —	145人
インターンシップ受入登録事業者数	(23) —	45箇所
「農業及び関連分野への 就業促進協定（仮称）」の締結	(23) —	締結
「人・農地プラン」に新たに位置づけられる 「地域の中心となる経営体」数	(23) —	30経営体
関係団体の合併	(23) —	推進

3 行 動 目 標

項 目	現 状	H28
「人・農地プラン」見直し市町村数	(23) ー	24市町村
農業大学校における資格取得件数（累計）	(23) 46件	260件
集落営農組織数	(23) 30組織	60組織
他産業からの農業への参入数（累計）	(23) 14組織	25組織



アグリビジネススクールの実践演習



アグリビジネススクールの食品加工実習



女性農業者のスキルアップ研修



農業現場でのインターンシップ

I 農林水産業の成長産業化【産業政策】

2 次代を担う人材育成

2 林業の担い手育成及び確保

1 現状と課題

- 本県の林業就業者数は、平成22年の国勢調査によると837人であり、昭和35年の調査開始以来初めて増加に転じ、平成17年の調査から233人の増加となるとともに、35歳未満の若手就業者が前回調査から倍増（63人→126人）するなど、若返りが見られている。
- 平成27年度から着手している「新次元林業プロジェクト」では、県産材の更なる増産を図るとともに、伐採から植林、保育の「森林サイクル」の定着による森林の循環利用を進め、豊かな森林資源を次世代へ引き継ぐこととしているため、将来の林業を担う若手就業者の確保に加え、技術・技能の高い人材の育成や林業事業体の経営基盤の強化が重要である。

2 具体的施策

- ① 将来の本県林業を支える若手就業者の育成・確保を図るため、現場で即戦力となる人材を育成する「とくしま林業アカデミー」の開講、学生や就業希望者の実習・体験フィールドであり、既存就業者のキャリアアップの場となる「フォレストキャンパス」の増設、高性能林業機械*のリース支援を行う「林業機械サポートセンター（仮称）」の創設などに取り組み、林業への新規就業希望者や他産業からの参入希望者の就業・定着、既存就業者の独立・起業を支援します。
- ② 林業における各種作業に必要な資格等の取得から、高度な伐採技術や作業道の開設技術、高性能林業機械の操作、経営管理や安全管理など、ステップアップ方式による人材育成研修を実施し、「林業プロフェッショナル*」として総合的な人材の確保を推進します。
- ③ 経営感覚に優れた力強い林業事業体を育成するとともに、建設業者等の多角経営化による林業への新規参入を支援するため、林業事業体への登録を推進します。

3 行 動 目 標

項 目	現 状	H28
新規林業就業者数（累計）	(23) 175人	291人
中核的農林漁業者数（累計） 【再掲】	(23) —	370人
若手林業従事者の増加数（累計）	(18) ～ 63人 (22)	60人
「とくしま林業アカデミー（仮称）」の開講	(23) —	開講
大学等の体験林「フォレストキャンパス（仮称）」の創設（累計）	(23) —	3箇所
「林業機械サポートセンター（仮称）」	(23) —	推進 (H27創設)
農業系大学生等によるインターンシップ参加者数（累計） 【再掲】	(23) 34人	275人
林業プロフェッショナル数（累計）	(23) 170人	290人
林業事業体登録数	(23) 51事業体	64事業体
関係団体の合併 【再掲】	(23) —	推進



林業機械・作業道研修



林業新規就業ガイダンス

I 農林水産業の成長産業化【産業政策】

2 次代を担う人材育成

3 水産業の担い手育成及び確保

1

現状と課題

- 平成25年における本県の漁業就業者数は約2,500人で、10年前に比べ約900人、27%の減少となっており、65歳以上の就業者が占める割合も45%に達しており、漁業生産や漁村地域の活力低下が懸念されることから、新規漁業就業者の確保と次代を担う有能な漁業者の育成が急務となっている。
- 漁協においては、魚価の低迷や漁獲量の減少、組合員の高齢化や後継者不足によって組合員数が減少しており、経営基盤がぜい弱化していることから、漁協の合併等による経営基盤の強化が必要である。

2

具体的施策

- ① 新規就業者の確保に向け、就業希望者を対象としたワンストップで新規就業をサポートする相談窓口を設置し、就業に必要な情報の提供や漁協とのマッチングを推進するとともに、「青年漁業者就業給付金モデル事業」を活用し、経営の不安定な就業初期の漁業者を支援します。
- ② 「漁業人材育成プログラム*」に基づき、漁業技術のみならず、的確な判断ができる「経営能力」を養成し、「自立できる若い漁業者」や「時代の潮流に対応できる経営感覚に優れた漁業者」を育成するとともに、「開かれた漁業」への意識改革を図ることで、「新たな人材の受入れ」につなげていきます。
- ③ 漁協の合併等への主体的な取組みに対し支援することにより、将来にわたり組合員や地域社会に貢献できる活力ある漁協を育成します。

3 行 動 目 標

項 目	現 状	H28
新規漁業就業者数（累計）	(23) 149人	247人
中核的農林漁業者数（累計） 【再掲】	(23) —	370人
「青年漁業者就業給付金モデル事業」	(23) —	推進 (H27創設)
農業系大学生等によるインターンシップ 参加者数（累計） 【再掲】	(23) 34人	275人
「漁業人材育成プログラム」に基づく 研修等の受講者数（累計）	(23) —	1,200人
関係団体の合併 【再掲】	(23) —	推進



漁業人材育成プログラム



洋上訓練

I 農林水産業の成長産業化【産業政策】

3 農業の競争力強化

1 水田農業の振興

1 現状と課題

○本県の水田の利用状況については、主食用米が68%、野菜が22%、飼肥料作物が7%、豆類（大豆等）が0.4%、麦が0.4%、その他作物が2%となっており、麦や大豆などの土地利用型作物の割合が少なく、野菜の割合が高くなっている。

水田の作付延べ面積は19,100haで、水田の利用率は93.6%（平成26年）となっており、全国平均（92.5%）と比較して、効率的な水田利用が図られているが、米の消費減退や近年の生産過剰による民間在庫の高水準での推移、TPPによる輸入量増加に伴う本県産米市場への影響などから、需要に応じた米生産を推進するため、飼料用米など、主食用米以外の作付を拡大する必要がある。

○「水稻」は、兼業農家などの小規模零細農家による作付けが大部分を占めていることから、担い手への農地集積と集約化を進め、規模拡大による生産コストの低減を進めることが必要である。

○近年では、夏季の高温により、米の品質低下が問題となっている。

2 具体的施策

① 水田をフル活用し、「経営所得安定対策」を活用するとともに、飼料用米など新規需要米の作付拡大に取り組み、水田農業の経営安定を図ります。特に飼料用米については、養鶏を中心とした畜産農家との連携強化による飼料用米の地域内流通の拡大、多収性品種の導入促進や飼料用米専用施設等の整備により、積極的に推進します。

また、県産米の需要拡大に向け、アジアを中心とした販路拡大や欧米での「米のプロモーション」の展開などにより、輸出の推進を図るとともに、米粉の新たな用途開発や、酒米産地の強化・育成による県産米を活用した商品の開発、県産米の魅力発信に取り組みます。

2 具体的施策

- ② 集落営農や農地中間管理機構*等を活用し、担い手への農地集積と集約化を進めるとともに、農地を貸しやすく、管理しやすくするための簡易な基盤整備を推進することによって、担い手の規模拡大を図り、生産コストを低減し、担い手の体質強化を図ります。
- ③ 水稻の新品種（高温耐性品種）の本格導入と普及に取り組み、品質の向上を図り、「売れる米づくり」を推進します。

3 行動目標

項目	現状	H28
飼料用米の作付面積	(23) 389ha	1,250ha
「農地中間管理機構」等を活用した農地集積面積（累計） （うち新規就農者）	(23) —	1,000ha (100ha)
県産米輸出数量 【再掲】	(23) 39トン	50トン
県産酒米による ^{こくしゆ} 國酒「とくしま」の商品化	(23) —	推進 (H30商品化)
水稻新品種（高温耐性）の栽培面積	(23) —	300ha
米粉の需要拡大	(23) 70トン	100トン
集落営農組織数 【再掲】	(23) 30組織	60組織

I 農林水産業の成長産業化【産業政策】

3 農業の競争力強化

2 園芸農業の振興

1

現状と課題

- 本県の農業産出額984億円（平成25年）のうち、園芸作物である野菜（いも類を含む。）・果樹・花きの産出額は、582億円と全体の59%を占めており、本県農業の重要な分野となっている。
近年の園芸作物の作付面積・出荷量は、高齢化の進行と担い手の減少、燃料油の高騰をはじめとする生産資材の上昇などによって減少傾向にあることから、「もうかる農業経営」を実現するため、経験者から次代を担う若手へ高品質で安全・安心な「とくしまブランド」品目の生産技術を継承するとともに、生産・流通まで一体的な構造改革にチャレンジし、園芸産地の活性化を図る必要がある。
- 和食の世界文化遺産登録、東京オリンピック・パラリンピックの開催等を販路拡大の機会と捉え、「日本の台所」としての確固たる地位を築くことが重要であることから、日本のトップブランドとして、首都圏や関西圏での販売力を強化するため、園芸作物の生産拡大や流通コストの低減に必要なサポート体制を構築し、競争力のある産地づくりを支援する必要がある。
- 野菜の消費の中でも、サラダ需要が増加傾向で推移し、カット野菜など加工・業務用への出荷割合が増え、国産野菜を求める消費者・実需者ニーズが高まっており、通年安定供給に対応できる産地づくりが急務であることから、定時・定量など実需者の求める供給ニーズに対応するため、新品種・新技術の導入、機械化体系の構築などの省力・低コスト化を図り、生産規模の拡大を図ることが必要である。
- 「なると金時」をはじめ「だいこん」、^{いとろ}「滑東ねぎ」、「鳴門らっきょ」など、本県砂地畑園芸の維持発展に向けて、従来の「手入れ砂*（海砂）」と同等の代替技術が求められている中、「吉野川の河川砂（以下「川砂」という。）」が、平成19年度から「手入れ砂」として利用可能となったことから、「川砂」の特性及び利用方法等を調査・研究することにより、「手入れ砂」としての利用を拡大させることが必要である。

2

具体的施策

- ① 園芸産地の強化のため、「生産から販売まで一体の産地づくり」、「徳島型次世代施設園芸の推進」、「野菜増産戦略の推進」、「加工業務需要に対応した産地づくり」、「集出荷施設の再編による機能向上」、「県下一円の販売体制の構築」など、生産流通構造の改革を目指します。

また、野菜の作付面積拡大を図るため、秋冬野菜の「ブロッコリー」や「レタス」などを中心として生産を推進するとともに、夏野菜の「えだまめ」「オクラ」「スイートコーン」についても、産地特性を生かしつつ、トンネル栽培技術や新品種の導入により生産を推進します。

- ② 「なると金時」「だいこん」など、本県砂地畑園芸に欠かすことのできない「手入れ砂」として、「川砂」の安定供給体制の構築と利用促進に取り組み、「とくしまブランド」の生産性・品質の維持向上を図ります。

また、「川砂」の利用拡大のため、「滑東ねぎ」・「鳴門らっきょ」での有効な利用技術の検討等を行います。

3

行動目標

項 目	現 状	H28
構造改革を実施した園芸産地における生産額 【再掲】	(23) ー	50億円
野菜の作付面積拡大（累計）	(23) ー	1,000ha
持続的生産技術（手入れ砂代替技術） 導入戸数（累計）	(23) 327戸	650戸



なると金時



ブロッコリー

I 農林水産業の成長産業化【産業政策】

3 農業の競争力強化

3 畜産業の振興

1

現状と課題

- 本県では、畜産業の生産拡大やブランド化を推進し、地鶏出荷羽数で日本一の「阿波尾鶏」や県産牛の「輸出体制」を整備しているところであるが、グローバル化の進展による畜産業への影響が大きいと見込まれるため、更なる畜産ブランドの競争力強化と出荷拡大を進める必要がある。
- 畜産経営においては、素畜費や配合飼料価格の高止まりにより、生産コストが増加する一方、家畜改良による生産性向上は伸び悩んでおり、収益性が低下している。
- 急速なグローバル化や収益性の低下による先行き不透明感から、担い手や農家戸数の減少が続いており、畜産における経営安定制度の加入・活用を推進するとともに、効率的な家畜改良の促進や新技術の普及を進める必要がある。
- 高度な衛生管理を実施している畜産農場があるものの、消費者に情報が十分伝わっていないことから、農場HACCP認証制度を活用し、安全・安心な本県畜産物の提供やPRを進める必要がある。
- 畜産農家の戸数・飼養頭羽数の減少とともに、家畜人工授精師等の畜産技術者が減少していることから、それらを補完する獣医師の確保と担い手等の技術力向上を進める必要がある。

2

具体的施策

- ① グローバル化が進む中、「攻めの畜産」を推進するため、生産基盤強化による出荷頭羽数の増加や、一步先行くプレミアム化により、「阿波尾鶏」をはじめとする畜産ブランドの競争力を強化します。
- ② 飼料用米等の利用拡大や優良系統受精卵・性判別精液を活用した家畜改良等により飛躍的かつ効率的に生産性の向上が図られるよう支援します。
- ③ ブランド化や規模拡大に向け、ブロイラーから「阿波尾鶏」への経営転換、優良系統和牛・乳用牛の導入、機械・施設の整備等を支援します。
- ④ より安全で安心な畜産物を提供するため、畜産トレーサビリティシステムを活用し、畜産農場における高度な衛生管理基準（JASやHACCP等）認証取得の支援に取り組みます。
- ⑤ 本県の畜産を支える担い手に対し、技術向上や家畜人工授精等の技術習得を進め、地域の畜産技術者としての育成を推進します。

3 行動目標

項目	現状	H28
「阿波とん豚」出荷頭数 【再掲】	(23) ー	600頭
「阿波尾鶏」出荷羽数 【再掲】	(23) 193万羽	250万羽
「阿波牛」出荷頭数 【再掲】	(23) 1,700頭	2,400頭
平時・災害時リバーシブル活用 「阿波尾鶏」加工品数（累計）	(23) ー	6商品
畜産プレミアムブランド（累計） 【再掲】	(23) ー	3件
JAS等取得件数（累計）	(23) 2件	5件
経営転換モデル数（累計）	(23) ー	4モデル
飼料作物増産による飼料自給率の向上	(23) 13.8%	15.0%
飼料用米・飼料用稲利用畜産農家数	(23) 25戸	35戸
乳用牛群検定*への農家加入率	(23) 25%	30%



阿波尾鶏



阿波牛



阿波とん豚

I 農林水産業の成長産業化【産業政策】

3 農業の競争力強化

4 優良な生産基盤の整備、保全及び農地の有効利用

1 現状と課題

- 農産物の輸入の増加、担い手の高齢化などの厳しい農業情勢の中にあって、足腰の強い農業を実現するためには、コスト削減による生産性の向上が不可欠である。このため、地域の需要に応じたほ場の整備や農産物の運搬に必要な農道網等の整備、基幹水利施設の整備が求められている。また、効率的な農業経営を支え、安全・安心で多品種・高品質な「とくしまブランド」農産物の安定した生産を図るとともに、本県の特徴ある農産物が国際競争に勝ち抜くため、農業競争力の強化や成長産業化の礎となる生産基盤をきめ細やかに整備する必要がある。
- 全国的に耕作放棄地*の増加が問題となっているが、本県においても、傾斜地などの耕作条件の不利な中山間地域を中心に、農業経営者の高齢化・後継者不足・農産物価格の低迷などから、耕作放棄地が増加傾向にあるため、耕作放棄地の発生防止や解消に向けた取り組みが必要である。

2 具体的施策

- ① 新鮮で高品質な「とくしまブランド」農産物の産地化と増産に向け、国営総合農地防災関連事業など、生産基盤の整備を推進します。
- ② 農地中間管理機構等を活用し、担い手への農地集積を進めることで、耕作放棄地の発生を抑制するとともに、「耕作放棄地再生利用緊急対策」等を活用し、耕作放棄地の解消を推進します。

3 行動目標

項目	現状	H28
「農地中間管理機構」等を活用した農地集積面積（累計） （うち新規就農者） 【再掲】	(23) —	1,000ha (100ha)

3 行動目標

項目	現状	H28
耕作放棄地解消面積（累計）	(23) 321ha	700ha
国営総合農地防災事業による基幹用水路の整備延長（累計）	(23) 63km	71km
老朽化対策に着手した基幹的水利施設数（累計）	(23) 21施設	32施設
ほ場の整備面積（累計）	(23) 6,694ha	6,840ha
基幹農道の整備延長（累計）	(23) 32km	35km
耕作放棄地を活用した放牧実施箇所数（累計）	(23) 37件	40件



基幹農道



国営総合農地防災事業 取水工

I 農林水産業の成長産業化【産業政策】

- 3 農業の競争力強化
- 5 食料供給機能の強化

1 現状と課題

○本県の農林水産業の食料供給力の目安となる食料自給率は、カロリーベースで45%・生産額ベースで127%（平成25年度概算値）となっており、近年はほぼ横ばいで推移している。

園芸農業や畜産業を中心とする本県において、食料自給率の向上には、飼料用米の作付拡大などによる水田のフル活用や、ブランド製品の産地育成、生産基盤の強化などの生産面での取組みに加え、地産地消の推進による県産農林水産物の消費拡大などの消費面の取組みを合わせて推進する必要がある。

2 具体的施策

- ① 水田をフル活用し、「経営所得安定対策」を活用するとともに、飼料用米など新規需要米の作付拡大に取り組み、水田農業の経営安定を図ります。特に飼料用米については、養鶏を中心とした畜産農家との連携強化による飼料用米の地域内流通の拡大、多収性品種の導入促進や飼料用米専用施設等の整備により、積極的に推進します。

また、県産米の需要拡大に向け、アジアを中心とした販路拡大や欧米での「米のプロモーション」の展開などにより、輸出の推進を図るとともに、米粉の新たな用途開発や、酒米産地の強化・育成による県産米を活用した商品の開発、県産米の魅力発信に取り組みます。

- ② 園芸産地の強化のため、「生産から販売まで一体の産地づくり」、「徳島型次世代施設園芸の推進」、「野菜増産戦略の推進」、「加工業務需要に対応した産地づくり」、「集出荷施設の再編による機能向上」、「県下一円の販売体制の構築」など、生産流通構造の改革を目指します。

また、野菜の作付面積拡大を図るため、秋冬野菜の「ブロッコリー」や「レタス」などを中心として生産を推進するとともに、夏野菜の「えだまめ」「オクラ」「スイートコーン」についても、産地特性を生かしつつ、トンネル栽培技術や新品種の導入により生産を推進します。

2 具体的施策

- ③ 新鮮で高品質な「とくしまブランド」農産物の産地化と増産に向け、国営総合農地防災関連事業などの生産基盤の整備や、「農地中間管理機構」等を活用した担い手への農地集積を進めます。
- ④ 食育推進協力店・地産地消協力店等による食育・地産地消メニューの開発・普及等を通して、県産食材をPRし、消費拡大につなげます。

3 行動目標

項目	現状	H28
農畜水産物産出額	(23) 1,240億円	1,300億円
飼料用米の作付面積 【再掲】	(23) 389ha	1,250ha
耕作放棄地解消面積（累計） 【再掲】	(23) 321ha	700ha
水田の利用率	(23) 96%	100%
生産額ベースでの食料自給率（徳島県）	(23) 137%	155%
カロリーベースでの食料自給率（徳島県）	(23) 44%	50%



飼料用米専用品種「あきだわら」



なると金時の栽培

I 農林水産業の成長産業化【産業政策】

3 農業の競争力強化

6 安全・安心な食料の安定的な供給

1

現状と課題

- 「安全・安心」という消費者ニーズに合致した農業生産体制へ転換することが重要となっていることから、県産農産物の安全性向上のための「農業生産工程管理（GAP）」の普及・定着、その認証制度の充実と、消費者の求める「安全・安心」に応えるための農薬の適正使用の普及啓発が必要である。
- 環境問題への意識が高まる中、農業分野においても、地球温暖化防止や生物多様性を保全する環境に配慮した農業の取組みが求められていることから、エコファーマーや有機農業者など環境に配慮した農業を実践する生産者の育成を図る必要がある。
- 有機農産物や農薬の使用を低減した農産物に対する消費者の関心は高まっているものの、生産者の販売価格には十分反映されていないため、消費者・実需者にPRを行うなど、流通・販売面の強化を図る必要がある。
- 東日本大震災により、安全性の高い本県農林水産物に対する期待が高まっており、更なる安全性の確保が求められている。
- 近隣諸国において家畜伝染病が多発する中、人や物の動きのグローバル化の進展に伴い、家畜伝染病の発生リスクが高まる一方、産業動物獣医師の不足傾向が続いていることから、獣医療体制を確保し、家畜伝染病の発生予防・まん延防止に向けた危機管理体制を強化していくことが必要である。

2

具体的施策

- ① 県産農産物の安全性に対する信頼確保のため、GAPの取組みを進めるとともに、「とくしま安²GAP農産物」認証制度*の充実を図ります。
- ② 農薬の適正使用を普及啓発するとともに、残留農薬の検査体制の充実を図ります。
- ③ 有機物資源の循環利用による土づくりや、化学肥料・化学農薬の使用を低減する技術（IPM*（総合的病害虫・雑草管理））の普及を図り、環境や希少野生生物に配慮した農業生産を推進します。

2 具体的施策

- ④ エコファーマーや有機農業者をはじめ、環境に配慮した農業を実践する農業者の情報を発信し、PRする取組みを推進します。
- ⑤ 本県産農林水産物の放射性物質の検査を定期的を実施します。
- ⑥ 産業動物獣医師を確保し、必要な獣医療の提供に努めるとともに、高病原性鳥インフルエンザ診断の効率的な検査体制の構築や家畜衛生保健所の機能強化など、家畜伝染病の発生予防・まん延防止に向けた危機管理体制の強化を図ります。

3 行動目標

項目	現 状	H28
とくしま安 ² GAP認証件数（累計）	(23) 80件	200件
新たにGAPに取り組む青年農業者数（累計）	(23) —	20人
有機・特別栽培*面積	(23) 53ha	100ha
エコファーマーマーク*の利用件数(累計)	(23) 933件	1,030件
IPM実践生産者戸数（累計）	(23) 155戸	450戸
家畜排せつ物の再利用率	(23) 100%	100%
市町村における有機農業の就農 受入体制の整備	(23) —	8市町村
農薬適正アドバイザー等認定人数	(23) 666人	700人
オープンラボ*等を活用した農業者による 残留農薬検査数（分析検体数）	(23) 395検体	450検体

3

行動目標

項目	現 状	H28
本県産農林水産物の放射性物質の 検査検体数（累計）	(23) 151件	2,000件
家畜防疫体制の安定的維持	(23) —	推進
畜産農家の立入検査の実施率	(23) 100%	100%
獣医療の提供率	(23) 100%	100%
獣医学生の内ターンシップ年間 受入人数	(23) 12人	12人
獣医師修学資金貸与者数	(23) 4人	4人
家畜伝染病発生件数 （高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫）	(23) 0件	0件
家畜伝染病発生に備えた防疫演習・ 研修会等の実施	(23) 9回	10回



「とくしま安²GAP農産物」PR販売コーナー

I 農林水産業の成長産業化【産業政策】

3 農業の競争力強化

7 食育・地産地消の推進

1 現状と課題

○「食」は、私たち人間が生きていく上で欠かせないものであり、生命の根本であるが、近年、野菜摂取量不足をはじめとした食生活の乱れや栄養の偏り、さらには生活習慣病の増加など、「食」を巡る様々な問題が生じている。

このため、県民一人ひとりが食を大切に考え、食に関する正しい知識や技術を身につけ、健全な心身と豊かな人間性を育むため、日本型食生活の普及による栄養バランスの取れた食生活の推進、関係機関の連携や協働体制づくりによる食育活動の県民運動としての展開、県産農林水産物に親しむ機会や体験活動を通じた農林水産業や地産地消に対する県民の意識を高める取組みなどが必要である。

2 具体的施策

- ① 食を大切に考え、食を通して豊かな人間性を育むため、各関係機関・団体・食育推進ボランティア等と連携を図りながら、食育推進リーダーを育成するとともに、その活動の場の提供に努め、県民運動としての食育の取組みを推進します。
- ② 健全な食生活実践を普及するため、「とくしま食事バランスガイド」や「地産地消超簡単レシピ」等を用いた啓発活動の実施、食育推進協力店・地産地消協力店等による食育・地産地消メニューの開発・普及等を通して、県産食材をPRし、消費拡大につなげます。
- ③ 農林水産業体験や地域の食文化・郷土料理の体験を促進するとともに、直売所等から学校・病院・福祉施設等への県産農産物の低コスト供給モデルの実証などに取り組み、県民の農林水産業や地産地消に対する理解や意識を高め、地域の活性化を図ります。

3 行動目標

項目	現状	H28
地域食材魅力発信型直売所の整備 ～農家レストラン併設!「とくしま“夢” ファーム(仮称)」の設置～(累計)	(23) ー	3店
「第3次徳島県食育推進計画*」	(23) ー	推進 (H27策定)
県産食材供給量(学校給食、社員食堂、 福祉施設給食等)	(23) ー	1,500万円
ジュニア・若手食育リーダー数	(23) ー	100人
とくしま食巡りの店、働くパパ・ママ 食の応援店*数	(23) 80店	150店
「とくしま食育応援団」の推進	(23) ー	推進
「地産地消超簡単レシピ」の作成(累計)	(23) ー	50品



直売所



食育フェア

I 農林水産業の成長産業化【産業政策】

4 新次元林業の展開

1 林業及び木材産業の振興

1

現状と課題

- 本県の森林資源は、全国より成熟が進んでおり、特に「徳島すぎ」を中心とした人工林では、今後数年以内に半数以上が樹齢50年を超える見通しで、本格的な主伐の時期を迎えようとしていることから、これまでの林業プロジェクトの成果を礎に、10年後の県産材の生産・消費量を60万m³まで高めることを目指し、林業の一步先の未来を切りひらく「新次元林業プロジェクト」に平成27年度から取り組んでいる。主伐から植林、保育までの「森林サイクル」を定着させ、雇用の創出を図るとともに、森林資源の循環利用による森林・林業を核とした「地方創生」を実現することが必要である。
- 本県は、「製材工場」に加え、「合板工場」や「MDF*工場」が立地するなど、「根元からこずえ梢まで」利用する多様な加工体制を有しているが、本県で消費される原木の約5割は他県材等であることから、新規就業者の増大などにより、県産材の供給力を高めることが必要となっている。
- 生産された木材製品の約6割が京阪神を中心とする県外に出荷されていることから、県産材の消費拡大を図るためには、2020年の東京オリンピック・パラリンピックも視野に入れた、県外における販路拡大が求められている。また、乾燥・認証木材の活用により、魅力的な商品開発を進めるとともに、新分野への県産材利用を開拓することが必要である。
- 再生エネルギー買取制度の発足による、木質バイオマスエネルギー活用への期待の高まりに対応する必要がある。
- 林道は、産業用道路として整備されているが、近年、観光や緊急避難路など、ニーズの多様化が進んでいることから、これに應えるため、林道の状況に関するリアルタイムで一本化した情報発信が必要である。

2 具体的施策

- ① 平成36年度の「県産材生産量の4倍増（60万m³）」の実現を図るため、計画的な主伐を推進する組織体制の整備、主伐に対応した高性能林業機械の導入・改良や路網の整備、木材集積と選別・貯木機能を有する土場の整備などに取り組み、生産性の向上と県産材生産量の増大を図ります。
- ② 植林の負担を軽減し、主伐及び主伐後の確実な更新（植林）を推進するため、シカ食害対策や低コスト造林技術の確立と実用化に取り組みます。
- ③ 平成25年4月施行の「徳島県県産材利用促進条例」に基づき、県民総ぐるみでの県産材利用の意義やメリットの普及を図る「木育」を推進するため、拠点となる「すぎの子木育広場」や県産木造住宅の建築相談等を行う「とくしま木づかいプラザ」の設置などに取り組みます。また、県・市町村等の公的部門が、率先して県産材の利用を進めるとともに、県産木造住宅を建設する施主、建築士、工務店に対する支援を講じるなど、民間部門においても県産材の積極的な利用を推進します。
- ④ 「木材利用創造センター」において、県産材の新商品や新たな用途の開発に取り組みるとともに、木材乾燥の推進や、「徳島すぎ」大径材の商品化・ブランド化、海外輸出やオリンピック・パラリンピック施設への売り込みに不可欠な「COC認証*」の取得を推進し、需要の拡大を図ります。
- ⑤ 2020年の東京オリンピック・パラリンピックを視野に入れて、首都圏・関西圏での県産材利用拡大を目指すとともに、原木だけでなく製品や住宅部材の海外輸出を推進し、新たな販路を開拓します。
- ⑥ 林業・木材産業の過程で発生する木くずなどの未利用資源や木質ペレット、竹材等を利用し、木質バイオマスエネルギーの活用を推進します。
- ⑦ 林道プラットフォーム*を構築し、多様化する利用者のニーズにワンストップで応えます。

3 行動目標

項 目	現 状	H28
県産材の生産量	(23) 24万m ³	36万m ³
「林業機械サポートセンター（仮称）」 【再掲】	(23) ー	推進 (H27創設)
県産材の海外輸出货量 【再掲】	(23) 3,000m ³	6,500m ³

3 行 動 目 標

項 目	現 状	H28
県産木造住宅の輸出棟数（累計） 【再掲】	(23) ー	15棟
木育拠点「すぎの子木育広場（仮称）」の創設（累計）	(23) ー	10箇所
木質バイオマスによる発電量	(23) ー	6,000kW
本県地形に適した「主伐生産システム*」の構築	(23) ー	構築
新林業生産システム（先進林業機械）導入数（累計）	(23) 34セット	58セット
製材工場1工場当たりの県産材使用量	(23) 1,145m ³	1,680m ³
製材品出荷量に占める人工乾燥材割合	(23) 24%	39%
「COC認証」取得事業所数（累計）	(23) ー	23事業所
公共事業での県産木材使用量	(23) 1.3万m ³	2.1万m ³
県内の民間部門における県産材消費量	(23) 7.3万m ³	11.9万m ³
県外における「徳島すぎの家」協力店数（累計）	(23) 24店	34店
県産材の県外出荷量	(23) 16.2万m ³	22.0万m ³
人工造林面積	(23) 118ha	240ha
「林道プラットフォーム」の推進	(23) ー	推進

I 農林水産業の成長産業化【産業政策】

4 新次元林業の展開

2 優良な生産基盤の整備及び保全

1 現状と課題

- 本県の森林は8割を傾斜20度以上の急峻^{しゆん}な地形が占めるほか、台風が多く雨量も多いなど条件が厳しいことから、林道や作業道等の路網の整備が進み難い面があるが、県産材生産量の増大に向けて、更なる整備が求められている。
- 本県の森林は、国有林や公有林が少なく、私有林が81%と大部分を占めているが、これらの個人所有林では、所有形態が零細であり、過疎化や高齢化の影響による「境界の不明確化」、「放置森林」の増加、無秩序な開発等の不適正な利用が懸念されることから、適正な森林管理に向けた、早急な境界の明確化が必要となっている。

2 具体的施策

- ① 高性能林業機械の効率的な稼働による林業生産性の向上を図るため、基幹となる林道等に加え、林業専用道、森林作業道を有効に組み合わせた複合的な林内路網整備を推進します。
- ② 小規模分散化した森林の集約化を担う人材を育成するとともに、森林所有者に対して伐採の重要性を広報し、事業地の掘り起こしを進めます。
- ③ 森林境界の明確化事業を実施し、所有者界を明確にすることで、適正な森林管理を促進するとともに、地籍調査の補完にもつなげます。
- ④ 森林管理や施業の受委託を促進し、効率的で持続的な森林経営を行う仕組みを確立するため、森林経営計画の策定を推進します。
- ⑤ 保安林*の整備拡充を進めるとともに、水源の涵養^{かん}、土砂の流出・崩壊防止など公益的機能の高い保安林の維持増進を図るための施策を実施します。
- ⑥ 「徳島県豊かな森林を守る条例」に基づく第一種森林管理重点地域（とくしま県版保安林*）の指定を進め、無秩序な開発の防止など森林の適正な管理を推進します。

3 行 動 目 標

項 目	現 状	H28
「とくしま県版保安林」の指定面積（累計）	(23) —	150ha
林内路網開設延長（累計）	(23) 6,462km	7,270km
森林境界明確化の実施面積率	(23) —	44%
保安林指定面積（民有林）（累計）	(23) 95,176ha	97,400ha
森林経営計画認定面積（累計）	(23) —	50,000ha



森林作業道



森林境界確認作業



とくしま県版保安林

I 農林水産業の成長産業化【産業政策】

4 新次元林業の展開

3 環境に配慮した林業の推進

1 現状と課題

○本県は、スギ・ヒノキ等の人工林の割合が全国6位（約62%）と高く、地球温暖化対策を推進していく上で、間伐等の森林整備を行うことが急務となっているほか、広葉樹林や針広混交林*のような多様な森づくりなど、環境に配慮した林業の推進が求められている。

○バイオマス資源の活用は、「環境対策」、「エネルギー対策」のほか、多方面での効果が期待できることから、一層の利用促進が求められている。

○カーボン・オフセット*の取組みが広がりつつあることに加え、県民が参加するボランティアの森づくりや企業による社会貢献を目的とした活動が進みつつある。

2 具体的施策

- ① 間伐や抜き伐^きりを進め、下層植生を増やし、長伐期林*・複層林*・針広混交林へ誘導するとともに、広葉樹の植栽や保育を行う多様な森林づくりを促進します。
- ② 化石燃料によるCO₂排出量を低減するため、林業・木材産業の過程で発生する木くずなどの未利用資源や木質ペレット、竹材等を利用し、木質バイオマスエネルギーの活用を推進します。
- ③ 事業者や県民との連携・協働を進め、森林の保全や整備に努めていただくとともに、事業者等が排出する温室効果ガスを森林の整備等による吸収量で埋め合わせる「カーボン・オフセット」を推進します。

3 行動目標

項目	現状	H28
間伐実施面積（累計）	(23) 50千ha	67千ha
針広混交林・複層林の誘導面積（累計）	(23) 17,596ha	23,000ha
広葉樹林の整備面積（累計）	(23) 668ha	1,200ha
バイオマス利活用モデル地区数（累計）	(23) 18地区	32地区
県民参加による植樹など森づくり件数	(23) 10件	10件
カーボン・オフセットに基づく森づくり企業・団体数（累計）	(23) 73企業・団体	120企業・団体
個人寄附金による森づくり箇所数（累計）	(23) 2箇所	7箇所
森林吸収量認証面積（累計）	(23) 571ha	18,00ha



協働の森づくりパートナーシップ



間伐作業